

健康増進法の一部を改正する法律全般に関するお問合せ先

受動喫煙対策に係るコールセンター(厚生労働省)

電話番号 03-5539-0303

(受付時間9:30~18:15(土日・祝日は除く))

- ・受動喫煙対策に関するご質問・ご意見等を承るコールセンターです。
- ・主に健康増進法の一部を改正する法律に関するご質問・ご意見等を受け付けています。

施設の所在市町村別お問合せ先

施設のある市町村	法改正について		認証制度について
	お問合せ先	電話番号 ファックス番号	
さいたま市	さいたま市 健康増進課	048-829-1294 048-829-1967	県健康長寿課 048-830-3582 048-830-4804
川越市	川越市 健康づくり支援課	049-229-4121 049-225-1291	
越谷市	越谷市 市民健康課	048-978-3511 048-979-0137	
川口市	川口市 保健総務課	048-258-1642 048-258-6019	
蕨市、戸田市	南部保健所	048-262-6111 048-261-0711	同左
朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	朝霞保健所	048-461-0468 048-461-0133	
春日部市、松伏町	春日部保健所	048-737-2133 048-736-4562	
草加市、八潮市、三郷市、吉川市	草加保健所	048-925-1551 048-925-1554	
鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町	鴻巣保健所	048-541-0249 048-541-5020	
東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村	東松山保健所	0493-22-0280 0493-22-4251	
坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町	坂戸保健所	049-283-7815 049-284-2268	
所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市	狭山保健所	04-2954-6212 04-2954-7535	
行田市、加須市、羽生市	加須保健所	0480-61-1216 0480-62-2936	
久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町	幸手保健所	0480-42-1101 0480-43-5158	
熊谷市、深谷市、寄居町	熊谷保健所	048-523-2811 048-523-4486	
本庄市、美里町、神川町、上里町	本庄保健所	0495-22-6481 0495-22-6484	
秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町	秩父保健所	0494-22-3824 0494-22-2798	

受動喫煙防止対策ガイド



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

健康増進法が改正され、第二種施設(飲食店、娯楽施設、事業所など多数の者が利用する施設)は、2020年4月1日から原則屋内禁煙となります。このリーフレットでは、健康増進法改正の概要及び第二種施設における法律上の義務についてお知らせします。

また、受動喫煙防止対策に積極的に取り組む施設を認証する「埼玉県受動喫煙防止対策実施施設等認証制度」についてもお知らせします。

①健康増進法の一部を改正する法律の概要

改正された健康増進法が、 2020年4月1日までに段階的に施行。

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。
多くの人を利用する全ての施設において、**原則屋内禁煙**となります。

+ 病院・学校
学校・児童福祉施設、病院・診療所、
行政機関の庁舎等

2019年7月1日から
「敷地内禁煙」です。

※屋外に喫煙場所を設置することも可能です。

🍴 飲食店

2020年4月1日から
「原則屋内禁煙」です。

※喫煙専用室 加熱式たばこ専用喫煙室の設置も可能です。

🏢 オフィス・事業所など
事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送
事業船舶・鉄道、その他全ての施設

2020年4月1日から
「原則屋内禁煙」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置も可能です。

▼ 飲食店についての経過措置 ▼

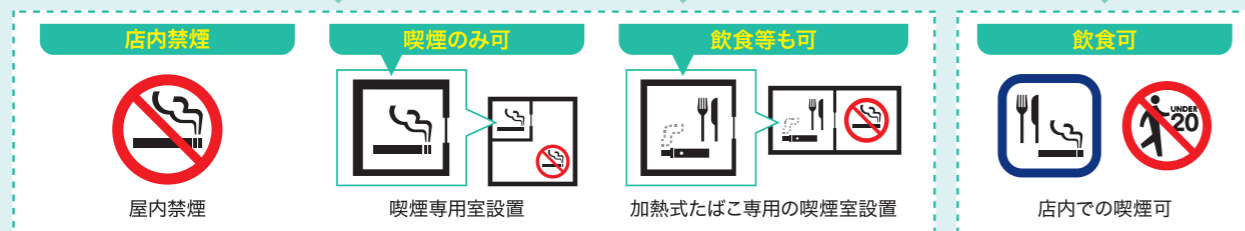
飲食店のみなさんは、以下の3つの項目の回答によるご自身の事業者分類によって、経過措置があります。

- Q1 2020年4月1日時点で、営業している店舗ですか？
- Q2 資本金または出資の総額5000万円以下ですか？
- Q3 客席面積は100㎡以下ですか？

1つでも「いいえ」

すべて「はい」

経過措置として選択可



改正法の施行後に施設内での喫煙を可能にするためには、各種喫煙室の設置*だけではなく、その運用に関しても様々なルールへの遵守が必要となります。事業者のみなさんが喫煙室の検討を行う際には、以下のような事項に気をつけて、よく検討するようにしてください。

※厚生労働省の省令で定める基準を満たす必要があります。
詳細はホームページ (<https://jyudokitsutsen.mhlw.go.jp/>) へ。

なくそう!望まない受動喫煙



🚬 喫煙室の
標識掲示

施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。

🚫 20歳未満は
立入禁止

20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入らせることはできません。

👤 従業員への
受動喫煙対策

従業員に対する受動喫煙対策も講ずることが必要です。

✖ 違反時の罰則
等の適用

義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

財政・税制支援等について

受動喫煙対策を行う際の支援策として、各種喫煙室の設置等にかかる財政・税制上の制度が整備されています

【財政支援】受動喫煙防止対策助成金

【税制措置】特別償却または税額控除制度

詳しくは、埼玉労働局雇用環境・均等室 電話048-600-6210

②埼玉県の認証制度の概要

埼玉県受動喫煙防止対策実施施設等認証制度を 2019年6月1日開始。

埼玉県は、受動喫煙防止対策に積極的に取り組み、法律上の義務を上回る対策を実施する施設を認証します。



認証ステッカー

▼ 対象施設 ▼

飲食店、 娯楽施設、 事業所など

※学校、病院、児童福祉施設等の改正された健康増進法における第一種施設を除きます。

▼ 認証要件 ▼

敷地内禁煙

施設と施設のある敷地内のすべてが禁煙であること

または

屋内禁煙

施設内（単独施設またはテナント等）が禁煙であること

▼ 認証までの流れ ▼

申請

施設の所在地を管轄する県保健所（裏表紙参照）に申請書を提出してください。

申請書はお近くの県保健所または県のホームページにて入手してください。

審査

申請書に基づき、認証の要件に該当する施設かどうか審査します。

必要に応じて現場確認を行います。

認証

審査結果について文書で通知します。認証された場合は、証書とステッカーを交付します。

県ホームページにおいて、施設のお名前等を広報します。

詳しくは、 **埼玉県たばこ認証** **検索**
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0704/kitsuentaisaku/shisetsuhtml>